

答 申

1 審査会の結論

実施機関である流山市長（以下「実施機関」という。）が行った、本件審査請求の対象となった流山市開発事業の許可基準等に関する条例に基づく事前協議申請書（以下「事前協議申請書」という。）に係る公文書部分開示決定（平成30年2月23日付け流山市指令第1579号。以下「本件処分」という。）について、次のとおり答申する。

- (1) 本件処分を取り消すべきである。
- (2) 不開示とした部分のうち、事業者の印影を開示すべきである。

2 審査請求に至る経緯

(1) 開示請求の内容

審査請求人は、平成30年2月23日付けで、事前協議申請書について、実施機関に対し流山市情報公開条例（平成13年流山市条例第32号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項の規定により開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

(2) 実施機関の決定の内容

本件開示請求に対し、実施機関は、対象文書中、事業者の印影は、情報公開条例第7条第3号の法人等情報に該当するため、また、個人の氏名、電話番号及び印影は、同条第2号の個人情報に該当することを理由として不開示とし、情報公開条例第11条第1項の規定により、本件処分を行った。

3 諮問

本件処分に対し、審査請求人は、その処分を取り消し、及び不開示部分の開示をすとの裁決を求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、平成30年3月24日付けで審査請求をした。

これにより、実施機関である流山市長から、情報公開条例第20条第1項の規定により、平成30年4月9日付けで当審査会に諮問がなされた。

4 審査請求の趣旨及び理由

審査請求書及び流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会設置等条例（平成28年流山市条例第1号。以下「審査会条例」という。）第11条第4項の規定により、当審査会から審査請求人に対し、平成30年5月7日付け流建第41号により本件処分の処分庁である流山市長から当審査会に提出された理由説明書（以下「理由説明書」という。）に対する審査請求人作成に係る意見書によると、審査請求人の審査請求の趣旨及び理由は、次のとおりである。

なお、審査会条例第12条の規定による口頭意見陳述の申出の教示をしたが、これに対する審査請求人からの同申出はなされなかった。

（1）審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、次のとおりである。

ア 本件処分の取消し

イ 不開示部分の開示

（2）審査請求の理由

審査請求人が本件審査請求の理由とするところは、次のとおりである。

ア 理由付記に係る理由

本件処分の不開示の理由として記載されている内容について、流山市行政手続条例（平成9年流山市条例第23号）第8条第1項（審査請求人は、行政手続法第14条第1項としているが、本件処分は流山市情報公開条例に基づく公文書の開示請求に対する処分であることから、理由付記についての法令上の根拠規定は、流山市行政手続条例第8条第1項である。両規定の趣旨は同一であると考えられるため、当審査会においては読み替えて審査した。）に定める理由付記は、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して拒否処分がなされたかを申請者においてその記載自体から了知し得るものでなければならないのであり、単に根拠規定を示すだけでは理由付記としては不十分である。ましてや当該処分においては、根拠規定中にア、イの細分があるにもかかわらずこれのいずれを根拠としているのかも記載されていないの

であるから、本件処分は取り消されるべきである。

実施機関が不開示とした個人情報についても、情報公開条例第7条第2号の個人情報に該当するためというだけでは不十分である。

イ 一部不開示を行う理由がないこと

不開示とした事項のうち、事前協議申請書の申請者の代表者の印影については、事業者の印影は、書面作成名義人の氏名等と相俟って書面を作成した者を特定し、書類作成権限を証明するという意味にすぎないのであるから、これを公開したとしても「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」が具体的に生じることとはならない。

また、不開示とした事項のうち、事業者である株式会社の担当者氏名及び同社代表取締役の電話番号について、審査請求人は開示請求対象の公文書である事前協議申請書の閲覧の際に確認している（不開示とはなっていない。）のであるから、不開示とする理由はない。

5 実施機関の主張

(1) 理由付記について

理由付記の目的は、実施機関の合理的な判断を確保するとともに、決定の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与えることであり、本件処分に対して付した理由は、その目的を達成しているとして、適法である。

(2) 不開示とした情報について

ア 事業者の印影について

認証的機能を有しているものであり、これが公開されると、偽造等により当該法人に財産的損害を及ぼすおそれがあるのであるから、情報公開条例第7条第3号アの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

イ 個人の氏名、印影及び電話番号について

流山市開発事業の許可基準等に関する条例第10条第3項の閲覧制度は、流山市情報公開条例第7条第2号ア、イ、ウのいずれにも該当しない（イ、ウに該当しないことは明らかであり、アの「法令等の規定」は何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めているものに限られるべきであるところ、期間を限定して閲覧に供することとしている流山市開発事業の許可基準等に関する条例第10条第3項の規定はアに該当しない。）。

6 審査会の判断

(1) 理由付記について

ア 事業者の印影が法人等情報に該当するとした理由付記について
情報公開条例第7条第3号の細目のうちのいずれの条項が適用されたのかも記載されておらず、また、いかなる事実がどうして法人等情報に該当しているのかも記載されていないのであるから、流山市行政手続条例第8条及び情報公開条例第11条第3項の規定の趣旨に反しているため、本件処分中、法人等情報に該当するとして不開示とした部分については取り消されるべきである。

イ 事前協議申請書中の氏名等が個人に関する情報に該当するとした理由付記について

情報公開条例に基づく開示請求に対する不開示決定に際しての理由付記は、不開示条項のいずれかに該当することを明らかにするだけでなく、事案の内容に応じて、どの情報がどの不開示条項に該当するのか、及び具体的な不開示の理由を明らかにする必要がある。また、理由付記は、不開示とした部分ごとに行うべきである。

本件処分（情報公開条例第7条第2号に係る部分）における理由付記においては、情報公開条例第7条第2号の個人情報であることのみをもって理由としていること及び代理人の氏名を開示しているにもかかわらず同人の印影を不開示としていることの説明がなされていないことからすると、本件処分における理由は付記すべき理由としては不十分であり、流山市行政手続条例第8条及

び情報公開条例第11条第3項の規定の趣旨に反し、不適法である。

(2) 不開示情報について

ア 事業者の印影について

事前協議申請書という書面の性質上、重要な印鑑が使われているとは認められず（実印や銀行印による押印が義務付けられているわけでもなく、実施機関がそのようなことを事業者に指導している事実も認められない。）、これを開示したとしても事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはまではいえず、事業者の印影は、情報公開条例第7条第3号ア及びイのいずれにも該当しないため、これを開示すべきである。

イ 個人の氏名及び印影並びに電話番号について

当該不開示とした情報については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであり、かつ、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報でもない。また、公務員等に関する情報でもない。さらに、情報公開条例第7条第2号アに規定する「法令等の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めているものに限られるべきであるから、流山市開発事業の許可等に関する条例第10条第3項の規定に基づく閲覧により審査請求人が本件処分による個人に関する情報である不開示情報の内容を知っていたとしても、当該閲覧ができるのは同条例施行規則第9条第3項において準用する第5条第2項の規定により、同条例第14条第1項の協定を締結するまでの間と期間が限られていることからすると、審査請求人が既に知り得ていることをもって、開示しなければならないとはいえない。また、同条例の閲覧実施に係る規定以外にこれらの個人に関する情報が慣行として公となっている事実や公となることが予定されていることも認められない。加えて、同条例の規定による閲覧で認められるのは、閲覧及びメモまでにとどまっており、写真の撮影及び謄写は認められておら

ず、写しの交付が可能な情報公開制度とは目的、趣旨を異にするものであり、閲覧期間中に閲覧できた情報について、情報公開制度で同様に開示される情報とは認められない。

5 結論

以上の検討の結果、当審査会は、1 審査会の結論のとおり答申する。

審議経過

平成30年7月3日	実施機関による説明及び審議
平成30年8月30日	答申内容確定